

田中 正雄 助役を証人申請！

私たちは、中央労働委員会で闘っている「会社による不当な組合掲示物撤去の救済を求めた不当労働行為事件」において、元大阪仕業検査車両所（現在、大阪交番検査車両所）の田中正雄助役を証人申請しました。

田中助役には下記の尋問事項を予定しています。

- 1 本件掲示物掲出後の職場の状況について
- 2 本件掲示物掲出後の社員との対応について
- 3 仕業検査の標準化について
- 4 事業検査の点検について
- 5 本件以降の組合掲示物について (20分)

さあ、どちらが正しいか？はっきりさせましょう！

会社は、「苦情処理会議の内容を記載した組合掲示物が掲出されると管理者と社員との間で軋轢が生じ、職場内の信頼関係を失わせ、管理者の指導等が事実上困難になるおそれがあり、管理者が社員に対して不利益な評価を回避しようとするのが考えられる」と主張しています。

一方、組合は「管理者は、日常的に職場において、仕業検査時に仕業検査手順通りの検査が行われているかどうかの点検を行っており、現場管理者は指導を躊躇していることなど一切ない」「数名の管理者は、私たちが行う仕業検査を柱の陰から隠れて様子を伺ったり、こっそり背後からついてきたりしている。この行為は、私たちが作業手順どおり仕業検査を行っているのか点検し、仮に作業手順どおりに行っていない場合は注意・指導するために行っている行為であり、そのことが示すのは、注意・指導をすることに何らためらいがないということだ」と主張しています。

組合側は本橋浩司さん（本部執行委員）、多田一夫さん（地本執行委員）、松本幸一さん（分会長）も証人申請しました。

田中助役も逃げないで堂々と証言してください！

証人の決定は6月10日の中労委の場で決まります。 **こう、ご期待！！**